

### 中小企業振興条例・小規模企業振興条例の制定

「ものづくりのまち三条市」は、ほとんどが中小企業・小規模企業であり、事業所数は年々減少している。振興条例を制定すべきではないか。

理念条例よりも具体的な政策を地道に継続的にこなすことが肝要である。条例は今後の研究課題としたい。



地域経済を支える小規模企業

### 農業の担い手育成を

農地面積も農業就業者数も減少を続け、就農者も高齢化が進んでいる。農業の担い手育成を急ぐべきでないか。

市の青年就農者育成事業や、国・JAの支援制度の活用など、きめ細やかに

に支援をしていきたい。

都市部の青年に農村回帰の動きがある。リモートワークとの兼業も担い手の一つではないか。

新たな可能性もある。今後検討したい。

### 新型コロナウイルス感染症対策

売上が減少している事業者には三条市事業継続等支援補助金が大きな支えとなっている。年末までの支援期間を延長すべきでないか。

今後も予断を許さない。国、県における支援の動向を注視し、適宜適切に判断し支援の在り方も含め迅速に検討していききたい。



国の緊急小口資金・総合支援資金の利用が過去最高になっている。三条市の対応はどうか。

申請から最短3日で必要額が振り込まれている。

## 三條市地域いきいきセンター廃止後も事業継続に向けて調整中

市民福祉常任委員会 岡田竜一委員長

三條市地域いきいきセンター条例の廃止等について

事業廃止後の施設の方向性をどのように考えているか。

これまでと同様に高齢者の交流の場、また介護予防に取り組み場として事業を実施していきたいと考えており、その運営等については、介護事業所等と調整している。

三條市立図書館、三條市歴史民俗産業資料館及び三條市諸橋博士漢学の里の指定管理者の指定について

指定管理者選定の決め手は何か。

施設利用サービスについては、利用者が必要とする情報や資料を速やかに検索し、提供・回答する調査実施体制構築についての具体的な方策が示されており、また、にぎわい創出については、人を誘致する視点と、ものづくりや

図書館の教育的な役割を意識した視点とを併せ持つ具体的なアイデアが提案されていた。

令和2年度三條市一般会計補正予算

戸籍住民基本台帳費について、システムのバージョンアップは、システムの改修に伴い必要とのことだが、この費用は、国からの補助はないのか。

国の補助は、法改正に対応するため、システムの改修費のみであり、システムバージョンアップ費用は、一般財源で措置させていただきたい。



付託された全議案について、全員異議なく原案の通り決定すべきものとした。

CHECK!  
常任委員会

## 審査レポート

詳しく議案を審査します！

総務文教常任委員会 酒井健委員長

### 新型コロナウイルス感染症対策寄附金、有効な活用へ

9号 第9号  
すまいるランド及びあそぼっての指定管理者の指定について

地方自治法では指定管理者に対して報告を求めることができるなどの権限が市長に与えられているが、実際にそういった報告などを求めているか。

16号 第16号  
どういったところを実績として加味されたのか。

28号 第28号  
令和2年度三條市一般会計補正予算  
新型コロナウイルス感染症対策寄附金について、寄附者の意向を反映した新型コロナウイルス感染症対策への有効な活用方法について、どのように考えているか。



付託された全議案について、全員異議なく原案の通り決定すべきものとした。

31号 第31号  
令和2年度三條市一般会計補正予算  
ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費について、この追加給付の対象者への案内や給付金の振込日はどのように予定しているか。

御議決いただいた後、直ちに案内等の発送を行うとともに、振込手続に入り、12月25日の振り込みを予定している。

## 三條市保内地区交流拠点施設に新しい指定管理者を指定

経済建設常任委員会 野寺久雄委員長

1号 第1号  
三條市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業計画を提出している15社が固定資産税を免除されているということか。

固定資産税の減免を受けるためには国の確認手続が必要で、減免を受ける企業は4社である。

16号 第16号  
三條市保内地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

小売業や飲食店の経営を行っており、そうした実績等を踏まえて判断した。道の駅に関する雑誌を発行しており、こうした知見も踏まえてより良い施設運営を行うことができると評価させていただいた。



付託された全議案について、全員異議なく原案の通り決定すべきものとした。

26号 第26号  
市道路線の認定、変更及び廃止について

善久寺10の1号線や福島新田丙1の1号線、福島新田丙1の2号線はいずれも幅員4メートル未満である。どういう事情でこの幅員をもって市道と認定されるのか。

市道認定については、三條市市道認定基準に基づき認定させていただいている。ご指摘の幅員4メートル未満の路線については合併前に町道として認定されたものであり、今回の変更についても現況のまま認定をお願いするものである。